

平成29年度

茨城大学、常磐大学及び常磐短期大学と
の間における単位互換協定に基づく
特別聴講学生募集要項

(茨城大学 学生向け)

常 磐 大 学

常 磐 短 期 大 学

1. 受講（出願）条件

受講者の資格は、茨城大学人文社会科学部の2～4年次に在籍する学生で、茨城大学人文社会科学部が受講を許可した者

2. 受講（出願）手続

(1) 出願書類の提出

単位互換科目の履修を希望する学生は、以下の出願書類等を茨城大学人文社会科学部の指示に従い提出してください。

- ① 単位互換授業科目の履修願書（別紙様式）
- ② 学生証写真貼付書類

(2) 科目履修の許可

常磐大学・常磐短期大学において選考を行い、その結果を茨城大学人文社会科学部に連絡します。出願者へは茨城大学人文社会科学部から履修許可の通知がされます。

(3) 学生証

特別聴講学生は、常磐大学・常磐短期大学が発行する学生証の交付を受け、常磐大学・常磐短期大学においては常に携帯しなければなりません。

(4) ガイダンス

必要に応じてガイダンスを行うことがありますので、常磐大学・常磐短期大学からの指示に従ってください。

3. 受講（出願）期間

受講期間は、履修する授業科目の開講期間とします。また、出願期間は茨城大学人文社会科学部の指示に従ってください。

4. 授業科目名・単位数・担当教員名・講義要綱等について

茨城大学人文社会科学部ホームページ上に掲載、もしくは茨城大学人文社会科学部に掲示している授業科目一覧を参照してください。

なお、常磐大学・常磐短期大学開講科目の講義要綱は、常磐大学・常磐短期大学のホームページを参照してください。

◆ 茨城大学人文社会科学部HPアドレス： <http://www.hum.ibaraki.ac.jp>

◆ 常磐大学・常磐短期大学HPアドレス： <http://www.tokiwa.ac.jp/>

5. 試験及び評価方法について

- ・ 試験は主として筆記試験で行われますが、授業によってはレポートの提出をもって成績評価を行うことがあります。
- ・ 定期試験の期日は、授業日程表（別紙参照）に記載されています。授業によっては、随時中間試験を行ったり、定期試験期間以外に行うことがあります。
- ・ 定期試験の予定は、定期試験期間の1週間前に常磐大学・常磐短期大学の掲示によって周知しますが、授業時における担当教員の指示に従ってください。なお、

中間試験等は担当教員の判断で行われますので掲示されません。

- 定期試験を受験するには、原則として、授業総時間数の3分の2以上出席していなければなりません。
- 茨城大学人文社会科学部の定期試験と日程が重なる場合は、担当教員へ申し出てください。
- 成績の通知は、常磐大学・常磐短期大学の評価基準による成績を茨城大学人文科学部へ報告します。

6. 授業料等について

特別聴講学生にかかる検定料、入学料、授業料、試験料は必要ありません。

7. 実費について

実験・実習・実技等にかかる教材費等については実費を徴収する場合があります。

8. 単位認定について

常磐大学・常磐短期大学の評価基準による成績を茨城大学人文社会科学部の基準に基づき、履修単位として認定します。

成績証明書は、原則として茨城大学が発行します。

9. 災害傷害保険の加入について

災害傷害保険の加入について、茨城大学人文社会科学部の指示に従ってください。

10. 休講等について

大学行事又は担当教員のやむを得ない事由によって授業が行えない場合は休講とし、掲示、担当教員からの指示又は学生ポータルシステム（Campus Vision）にて周知します。

また、祝・祭日により特定の曜日の授業日数の調整のため、通常の曜日を土曜日に振り替えて授業をする場合（振替授業日）があります。この際、やむを得ない事由で欠席する場合は、茨城大学人文社会科学部の担当窓口に申し出てください。

※ 学生ポータルシステム(Campus Vision)を利用するためには、登録が必要となりますので、常磐大学・常磐短期大学 学生支援センターまで申し出てください。

11. 授業の欠席について

履修登録した授業は、毎時間出席することが原則です。しかし、病気やその他やむを得ない事由により授業を欠席する場合は、自己責任において担当教員に相談の上、速やかに茨城大学人文社会科学部を通して担当教員へ「欠席届」（茨城大学人文社会科学部所定の様式）を提出してください。

12. 補講について

授業が休講となった場合又はその他の事由で、通常の授業時限とは別に日時を定

めて補講を行うことがあります。科目担当教員の指示に従ってください。

13. 追試験について

定期試験を受験できない事情がある場合は、本人の願い出により、その事情がやむを得ない事情と認められた場合に限り、追試験を行うことがあります。常磐大学・常磐短期大学が指定する「追試験願」に受験することのできない事情を証明する書類を添付し、茨城大学人文社会科学部を通して提出してください。

14. 施設の利用について

特別聴講学生は、常磐大学情報メディアセンター（図書館）、学生食堂等を利用することができます。

15. 常磐大学・常磐短期大学の授業時間について

授業時間は90分を1時限とし、1日を6時限に分けています。各時限の授業時間は、次のとおりです。

時 限	開 始 時 刻	～	終 了 時 刻
1 時 限	9 : 0 0	～	1 0 : 3 0
2 時 限	1 0 : 4 0	～	1 2 : 1 0
(昼 休 み /	1 2 : 1 0	～	1 3 : 0 0)
3 時 限	1 3 : 0 0	～	1 4 : 3 0
4 時 限	1 4 : 4 0	～	1 6 : 1 0
5 時 限	1 6 : 2 0	～	1 7 : 5 0
6 時 限	1 8 : 0 0	～	1 9 : 3 0

16. 通学について

常磐大学・常磐短期大学では、自動車の通学を原則として認めていません。公共交通機関等をご利用ください。

17. お問い合わせ

特別聴講学生に関するお問い合わせは、茨城大学人文社会科学部の担当窓口まで問い合わせてください。

また、常磐大学・常磐短期大学に直接問い合わせる場合は、以下まで問い合わせてください。

常磐大学・常磐短期大学 学生支援センター
〒 310-8585
茨城県水戸市見和1丁目430-1
電話 029-232-2814